



意思決定支援・身上保護事務・報酬算定に必要な事項等の 過不足ない把握等を目的とする後見等事務報告書・ 報酬付与申立事情説明書 統一書式の運用開始ⁱ⁾

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

副理事長 西川 浩之

1. 統一書式の策定・運用開始

後見等開始の審判の申立書式は、第一期成年後見制度利用促進基本計画の期間中に全国的に統一され、令和3(2021)年4月から利用されている。これに対して、後見等の開始後に後見人等が作成し提出することが求められているいわゆる初回報告並びに定期報告(後見等事務報告書等)及び報酬付与申立事情説明書は、これまでは各家庭裁判所が独自に作成した書式が使用されていたところ、今般、全国的に統一された書式(統一書式)が策定され、令和7(2025)年4月から全国の家裁裁判所で運用が開始されている。新たに策定された統一書式は、専門職、親族等の後見人等の属性を問わず提出が求められるものであり、今後、家事事件手続のデジタル化が進むことを前提に、基本的には各家庭裁判所において修正・変更した形で運用することは想定されていないとのことである。

新たに策定された統一書式(未成年後見事件の報告書式も含む)は、以下のとおりである。

- 後見等事務報告書(成年後見人・保佐人・補助人用 初回報告)
- 後見等事務報告書(成年後見人・保佐人・補助人用 定期報告)
- 報酬付与申立事情説明書(成年後見人・保佐人・補助人用)・報酬付与申立事情説明書別紙
- 収支予定表・財産目録・相続財産目録・収支状況報告書
- 監督事務報告書(初回報告)
- 監督事務報告書(定期報告)
- 報酬付与申立事情説明書(監督人用)
- 意見書【総合支援型】
- 後見事務報告書(未成年後見人用 初回報告)
- 後見事務報告書(未成年後見人用 定期報告)
- 報酬付与申立事情説明書(未成年後見人用)・報酬付与申立事情説明書別紙【未成年後見人用】
- 収支予定表(未成年後見人用)・財産目録(未成年後見人用)・相続財産目録(未成年後見人用)・収支状況報告書(未成年後見人用)

2. 統一書式の策定に至った経緯

成年後見制度利用促進基本計画(第一期・第二期)が目指している「利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善」とりわけ「本人の財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護が適切に図られるべきこと」に向けて、最高裁判所・家庭裁判所は、これまで「家庭裁判所による適切な後見人等の選任・交代の推進」の運用の改善の検討を行ってきた。

また、第一期成年後見制度利用促進基本計画の中間検証報告書及び第二期成年後見制度利用促進基本計画では、後見人等の報酬の在り方は、後見人等を選任する際に期待した役割を後見人等がどのように果たしたかという評価の問題であり、後見人等の選任の在り方とも密接に関連することから、適切な後見人等の選任・交代の在り方と併せて議論・検討すべきことと整理されているところ、後見人等の報酬算定の在り方は、最終的には裁判官が個々の事案の事情に応じて判断すべきものではあるが、一定の範囲で家庭裁判所として運用の改善に取り組める部分であり、後見人等の事務の内容や負担に応じた報酬を算定すべきであるという方向で全国の家裁裁判所で検討が重ねられてきた。

以上の取組を前提として、最高裁判所は、後見等の監督に関して下記の効果を期待することができるよう報告書式を変更し、裁判手続のデジタル化も踏まえ、これを全国的に統一することとしたものである。

【統一書式に期待される効果】

- 選任された後見人等が本人の意思決定支援・身上保護を重視した後見事務を行っていることの確認をすることができるようにする。
- 後見人等が、本人の意思決定支援・身上保護を重視した後見事務を行っていない場合や、本人の課題の変化等に十分に対応できていない場合等には、適切に後見人等の交代の必要性を把握することができるようにする。
- 後見人等の事務の内容や負担に応じた報酬を算定できるようにする。
- 身上配慮義務（民法858条）の履行のために後見人等には意思決定支援・身上保護が求められるところ、その前提となる本人の意思の確認並びに心身の状態、生活の状況及び課題（又はその変化）の把握、そのために求められる本人や支援者との面談等の状況、更には後見人等の交代の契機について、家庭裁判所が確認・把握することができるだけでなく、報告を作成する後見人等が本人の心身の状態、生活の状況及び課題の変化、交代の契機等に適切に気付くことができるようにする。

3. 統一書式の策定に当たって考慮された観点

統一書式の策定に当たっては、裁判手続のデジタル化のほか、下記の観点が考慮されている。

- (1) 身上保護事務に関する事情を含む適切な報酬算定等に必要な事項の過不足のない把握
- (2) 報告の負担軽減
- (3) 親族後見人等（専門職以外の後見人等）にとっての分かりやすさ

4. 統一書式のポイント

- (1) 全般にわたるポイント

後見人等の身上保護事務に関する事情を適切に把握し、後見人等の事務の内容や負担に応じた報酬を算定するため、後見人等が民法858条の本人の意思尊重義務や身上配慮義務を果たす前提として、本人の意思確認、本人や支援者との面談等を報告事項としている。

- (2) 後見等事務報告書のポイント

後見人等が民法858条の本人意思尊重義務や身上配慮義務を履行しているかどうかという点に着目し、以下のア及びイの事項を後見人等就任時（初回報告）から報告事項としている。

ア 後見人等が本人に対し身上配慮義務を履行する前提として、本人の心身の状態及び生活の状況、課題の把握等のために求められる「本人や支援者との面談等の状況」

イ 後見人等が本人意思尊重義務を履行するために求められる「本人の意思確認に関する事項」

(3) 報酬付与申立事情説明書のポイント

報酬の算定に当たっては、一般的に、本人の資力のほかに、事案の難易、負担、労力、事件処理に要する専門性の程度等が考慮要素となり得ると考えられるところ、身上保護事務に関する報酬の算定に当たっては、個々の法律行為の結果のみに着目して評価するのではなく、チーム支援の観点を踏まえプロセス全体をみて評価するという方向性が全国の家庭裁判所で共有されており、そのことを前提に書式が策定されている（したがって、申請等をするごとに付与される報酬額が加算されるというわけではなく、プロセス全体として申請等に至るまでの身上保護事務が不十分である場合には減額の対象となり得ることになる）。

(4) 監督事務報告書のポイント

監督の手法は基本的には監督人の裁量に任されているが、適切に監督事務を行うための情報収集の具体的な方法として、本人との面談や本人の支援者との連携もその一つとして挙げられることから、後見人等との面談等に加え、本人との面談等や本人の支援者との面談等を行った場合には、その具体的な内容を簡潔に記載することが求められる。

5. 各家庭裁判所の運用に委ねられる部分

例えば、「後見等事務報告書（成年後見人・保佐人・補助人用 定期報告）」の「第4 本人の財産状況について」には、次のような記載がある。

1 今回の報告対象期間内に、本人の財産状況に変化はありましたか。

(1) 定期収入で変化がある費目 ☐ なし ☐ あり

(2) 定期支出で変化がある費目 ☐ なし ☐ あり

(3) 1回につき10万円以上の臨時収入 ☐ なし ☐ あり

(4) 1回につき10万円以上の臨時支出 ☐ なし ☐ あり

※臨時支出には、後見人等や監督人の報酬が含まれます。

私の地元の静岡家庭裁判所では、(1)(2)は、これまでは「変化」の目安として「10万円超」という金額が示されていたところ、統一書式では、その点は明確にされていない。統一書式を策定した最高裁判所としては、各地の実情を踏まえて各家庭裁判所が目安を示して運用をするという前提で、統一書式中には目安となる具体的な金額を記載しなかったのだと思われる。

また、静岡家庭裁判所では、収支一覧表（収支実績の報告）は、定期報告時に作成は求められているものの、原則として家庭裁判所への提出は要しない（家庭裁判所から特に指示があった場合に限り提出が求められる）取扱いであったが、統一書式の策定後も、そのような具体的な運用の在り方については、引き続き各家庭裁判所に委ねられているものと考えられる。

なお、終了時の報告については、今回の統一書式としては特に示されていないので、各家庭裁判所が示している書式があれば、引き続きそれを利用して報告書の作成・提出をすることになると思われる。

- i 本稿の執筆に当たっては、最高裁判所事務総局家庭局付 都築玲子『後見等事務報告および報酬付与申立にかかる統一書式の解説』（「実践 成年後見」No.113（41～57頁）令和6年11月刊、民事法研究会）を参考にさせていただいた。

リーガルサポート会員数8,826名 ／ 全国司法書士会員数24,673名 入会率36%

支部別 会員数及び入会率一覧表

2025年4月1日現在

支部名	司法書士			司法書士法人			支部名	司法書士			司法書士法人		
	L S	司法書士会	入会率	L S	司法書士会	入会率		L S	司法書士会	入会率	L S	司法書士会	入会率
札幌	37	528	7%	0	24	0%	石川県	79	192	41%	2	3	67%
函館	1	37	3%	0	6	0%	富山県	54	141	38%	2	4	50%
旭川	8	71	11%	0	3	0%	大阪	900	2,518	36%	41	168	24%
釧路	10	76	13%	0	2	0%	京都	267	588	45%	12	31	39%
宮城	115	342	34%	4	19	21%	兵庫	516	1,058	49%	10	32	31%
ふくしま	81	259	31%	1	11	9%	奈良	86	210	41%	1	6	17%
山形	68	154	44%	1	1	100%	滋賀	126	237	53%	1	15	7%
岩手	47	134	35%	4	8	50%	和歌山	14	169	8%	0	3	0%
秋田	60	114	53%	1	2	50%	広島県	232	548	42%	12	26	46%
青森	32	119	27%	1	6	17%	山口	54	220	25%	1	4	25%
東京	1,558	4,754	33%	90	365	25%	岡山県	137	365	38%	1	22	5%
神奈川県	541	1,307	41%	23	81	28%	鳥取	42	91	46%	0	4	0%
埼玉	351	976	36%	12	55	22%	しまね	14	112	13%	0	4	0%
千葉県	316	790	40%	6	47	13%	香川県	84	174	48%	0	3	0%
茨城	110	342	32%	0	5	0%	徳島	55	134	41%	0	6	0%
とちぎ	89	237	38%	2	7	29%	高知	58	111	52%	0	4	0%
群馬	113	301	38%	1	10	10%	えひめ	100	240	42%	2	9	22%
静岡	242	477	51%	20	32	63%	福岡	449	1,020	44%	5	51	10%
山梨	49	129	38%	0	3	0%	佐賀	53	117	45%	1	11	9%
ながの	133	367	36%	6	9	67%	長崎	62	149	42%	0	6	0%
新潟県	101	289	35%	8	19	42%	大分	50	171	29%	0	6	0%
愛知	395	1,313	30%	14	87	16%	熊本	148	315	47%	2	17	12%
三重	87	242	36%	1	5	20%	鹿児島	132	312	42%	3	8	38%
岐阜県	101	325	31%	4	11	36%	宮崎県	69	161	43%	2	7	29%
福井県	37	116	32%	3	5	60%	沖縄	60	235	26%	3	13	23%
合 計								8,523	23,387	36%	303	1,286	24%